

第2章 基本方針

1 基本理念

男女共同参画社会基本法は、日本国憲法にうたわれている「個人の尊重」、「法の下での平等」を前提に、男女共同参画社会の形成のため、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」及び「国際的協調」の5つの基本理念を明らかにして、国、地方公共団体及び国民がこれらに関する取組を総合的かつ計画的に推進することを定めています。

本県も当該基本理念を基に、男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進していきます。

2 目指す姿

本県では、令和6年1月に施行した多様性尊重条例のもと、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の実現を目指しており、本条例第2条では、人々の間にある様々な違いごとに、具体的に目指す社会の姿を規定しています。本計画では、本条例第2条第2号を基礎として、「男女のいずれもが、互いに個人として尊重され、社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、共に活躍できる社会」の実現を目指します。

3 基本目標

本計画では、次の4つの基本目標を設定し、本県が目指す姿の実現に向けて取り組んでいきます。

I あらゆる分野やステージにおける男女共同参画の推進

男女のいずれもが、あらゆる分野に主体的に参画し、一人ひとりが持つ個性や能力を発揮できる社会を目指すとともに、家事・育児・介護など、様々なライフステージに応じて、互いに協力し、支え合い、共に活躍できる社会を実現することを目標とします。

II 働く場における女性活躍の推進

働く場における様々な男女間の格差を解消するとともに、多様な働き方など、誰もが働きやすい職場環境づくりを進めることで、女性が主体的に、それぞれが持つ能力を発揮し、社会の対等な構成員として活躍できる社会を実現することを目標とします。

III 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

県民一人ひとりが、年齢、性別、障害の有無、国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認など、様々な違いを理解し、互いに個人として尊重されるとともに、安全・安心に暮らせる社会を実現することを目標とします。

IV 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤整備

社会に根強く残る固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み・偏見（アンコンシャス・バイアス）を解消し、男女共同参画社会を実現するための意識変革や基盤を整備することを目標とします。

4 計画の体系

〔基本理念〕

日本国憲法（個人の尊重と法の下での平等）

男女共同参画社会基本法の5つの基本理念（「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」）

目指す姿

男女のいずれもが、互いに個人として尊重され、社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、共に活躍できる社会

基本目標(4)

I あらゆる分野やステージにおける男女共同参画の推進

① 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

② あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映

③ ライフステージに応じた男女共同参画の促進

II 働く場における女性活躍の推進

① 働く場における女性への活躍支援

② 誰もが働きやすい職場環境づくり

III 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

① あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

② 誰もが安心して暮らせる環境の整備

③ 生涯を通じた健康づくりの推進

IV 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤整備

① 固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み・偏見を解消するための意識変革の推進

② こども・若者に向けた意識啓発

③ 推進体制の整備・強化

施策の基本的な方向(28)

1 政治・行政分野における政策決定過程における女性の参画の促進
2 民間における方針決定過程における女性の参画の促進

1 女性の参画が少ない分野における女性活躍の場の拡大
2 男性の参画が少ない分野における男性活躍の場の拡大

1 家事・子育て・介護への支援の促進
2 地域活動等における男女共同参画の促進

1 女性の就業（継続）・復職・起業への支援
2 女性の能力発揮への支援

1 多様な働き方の推進
2 誰もが安心して働ける職場環境の整備
3 ハラスメント対策の促進

1 あらゆる暴力の予防と根絶のための基盤整備
2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進
3 性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり
4 メディアにおける女性やこども等の人権への配慮

1 ひとり親家庭等様々な困難な状況におかれている人々への支援
2 困難な問題を抱える女性等への支援
3 男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組の推進
4 高齢者・障害のある人・外国人・性的マイノリティなどがジェンダーに基づいて抱える問題への理解の促進・支援

1 生涯を通じた男女の健康支援の推進
2 性差を考慮した健康課題等への支援

1 固定的性別役割分担意識の変革に向けた啓発
2 男女共同参画に関する調査研究、情報の収集・整備・提供

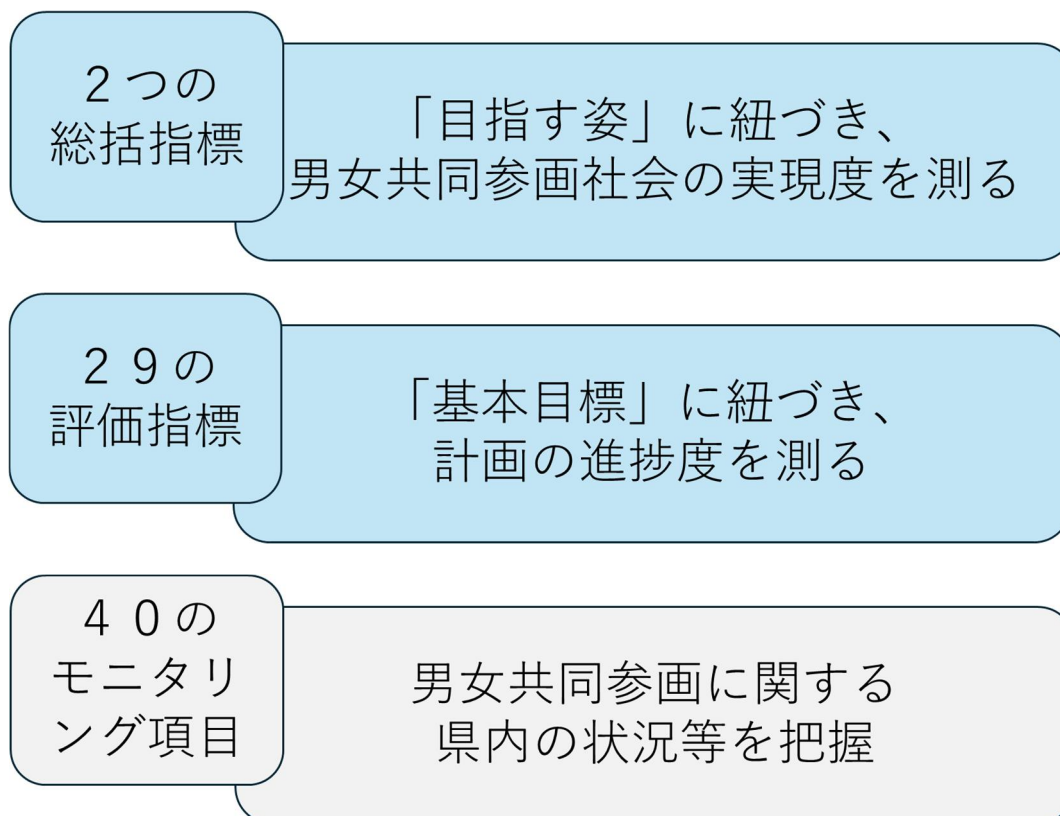
1 学校教育・社会教育等における啓発
2 多様な選択を可能とする学習の推進

1 男女共同参画センターの機能強化
2 多様な主体との連携
3 計画の適正な進行管理

5 計画指標一覧

本計画では、本県の男女共同参画に関する取組の進捗度を測るため、2つの総括指標、29の評価指標を設定します。

また、指標とは別に男女共同参画の推進に関する県内の状況等を把握するため、40のモニタリング項目を設定します。



(1) 総括指標一覧

※上段が指標定義、下段が設定理由を指す（以下、計画指標・モニタリング項目も同様）

目指す姿 男女のいずれもが、互いに個人として尊重され、社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、共に活躍できる社会					
No	指標	計画策定時	目標値	指標定義/設定理由（※）	目標値説明
1	社会全体における男女平等感	男性：18.9% 女性：9.6% (R7)	男性：22.0% 女性：22.0% (R12)	<ul style="list-style-type: none"> ・「県政に関する世論調査」における社会全体での男女の地位の平等感について、「平等」と回答した人の割合。 ・男女共同参画に関する各施策を進めることにより、社会全体における平等意識が向上すると考えられるため。 	令和6年度の国の「社会全体における男女平等意識の数値（男性）」が21.9%であったことを踏まえ、目標値を設定。
2	女性の権利に関する法制度等の認知度 ①多様性尊重条例 ②男女共同参画社会基本法 ③男女雇用機会均等法 ④女性活躍推進法 ⑤女子差別撤廃条約	①32.4% (R7) ②51.6% ③88.7% ④37.6% ⑤23.0% (R6)	①37.5% (R12) ②57.0% ③90.0% ④48.0% ⑤32.0% (R11)	<ul style="list-style-type: none"> ・「県政に関する世論調査」における「多様性尊重条例」の認知度について、「知っている」と回答した人の割合、県の「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」における法令等の認知度について、「男女共同参画社会基本法」「男女雇用機会均等法」「女性活躍推進法」「女子差別撤廃条約」を見たり聞いたりしたことがあると回答した人の割合。 ・男女共同参画に関する各施策を進める過程において、県民が各法制度を認知する機会があると考えられるため。 	①については、毎年1%上昇させることで目標値を設定。 ②～⑤については、過去調査における最も高かった数値より5%良くなることを目指し、目標値を設定。

(2) 評価指標一覧

基本目標 I あらゆる分野やステージにおける男女共同参画の推進					
施策項目 I - ①政策・方針決定過程における男女共同参画の促進					
No	指標	計画策定時	目標値	指標定義/設定理由(※)	目標値説明
1	県の審議会等における女性委員割合	30.7% (R7)	40.0% (R12)	・県の審議会等(法律又は条例により設置された附属機関及び要綱等に基づいて設置された協議会、懇談会等附属機関に準ずる機関)における女性委員の割合。 ・審議会等の女性委員が増えることで、行政分野における女性の政策決定過程への参画が進むと考えられるため。	国の「第6次男女共同参画基本計画」において、「国の審議会等委員等に占める女性の割合」の成果目標を「毎年度40%以上60%以下」にしていることを踏まえ、目標値を設定。
2	県庁の女性管理職の割合	14.1% (R7)	20.0% (R11)	・知事部局、公営企業、議会事務局、行政委員会における管理職(本庁課長級以上)のうち、女性が占める割合。 ・県庁の女性管理職が増えることで、行政分野における女性の政策決定過程への参画が進むと考えられるため。	「千葉県職員仕事と家庭の両立・女性活躍推進プラン」における数値目標(令和11年度までに20%)に合わせて、目標値を設定。
3	事業所における女性管理職の割合	15.0% (R5)	24.0% (R12)	・県の「働きやすい職場環境づくり取組状況調査」における県内事業所の管理職(課長相当職以上)のうち、女性が占める割合。 ・県内事業所の女性管理職が増えることで、民間における女性の方針決定過程への参画が進むと考えられるため。	国の「第6次男女共同参画基本計画」において、「民間企業の雇用者の各役職段階(課長相当職)に占める女性の割合」の成果目標を「2030年に24%」としていることを踏まえ、目標値を設定。
4	公立学校の女性管理職の割合	校長: 22.0% 副校長・ 教頭: 21.3% (R6)	校長: 26.0% 副校長・ 教頭: 30.0% (R11)	・文部科学省の「学校基本調査」における県内公立学校(小・中・高)の管理職(校長・副校長・教頭)のうち、女性が占める割合。 ・公立学校の女性管理職が増えることで、教育の場における女性の方針決定過程への参画が進むと考えられるため。	「第3期千葉県教育委員会女性職員活躍推進プラン」における数値目標に合わせて、目標値を設定。
施策項目 I - ②あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映					
No	指標	計画策定時	目標値	指標定義/設定理由(※)	目標値説明
5	消防団における女性消防団員の割合	3.1% (R7)	10%を目標としつつ、当面5%	・消防団の「消防団の組織概要等に関する調査」における県内消防団における女性消防団員の割合。 ・女性消防団員の割合が増えることで、防災分野における女性の職域拡大が進むと考えられるため。	国の「第6次男女共同参画基本計画」において、「消防団員に占める女性の割合」の成果目標を「10%を目標としつつ、当面5%」としていることを踏まえ、目標値を設定。
6	認定農業者に占める女性の割合	9.4% (R5)	12.0% (R12)	・農林水産省の「都道府県別農業経営改善計画の認定状況」における県内の認定農業者に占める女性の割合。 ・認定農業者に占める女性の割合が増えることで、農業分野における女性の職域拡大が進むと考えられるため。	過去10年の推移を踏まえ推定した割合に、事業施策や支援による加速を見込み、目標値を設定
7	女性警察官の割合	12.7% (R7)	15.0% (R12)	・県内の警察官に占める女性警察官の割合。 ・女性警察官の割合が増えることで、警察における女性の職域拡大が進むと考えられるため。	「第2次千葉県警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」に基づき、目標値を設定
施策項目 I - ③ライフステージに応じた男女共同参画の促進					
No	指標	計画策定時	目標値	指標定義/設定理由(※)	目標値説明
8	子どもを生み育てやすいと感じる家庭の割合	78.3% (R6)	80.0% (R12)	・県の「子育てアンケート」において、「子どもを生み育てやすいと感じている(まあ感じている)」と回答した割合。 ・子どもを生み育てやすいと感じる家庭の割合が増えることで、家庭における子育ての負担が軽減されると考えられるため。	令和6年度の現状値(78.3%)からの増加を目指し、目標値を設定

基本目標Ⅱ 働く場における女性活躍の推進

施策項目Ⅱ－①働く場における女性への活躍支援

No	指標	計画策定時	目標値	指標定義/設定理由(※)	目標値説明
9	女性の有業率	女性：52.7% (R4) (男性：69.2% (R4))	55.4% (R9)	・総務省の「就業構造基本調査」における県内の15歳以上の女性の人口に占める有業者の割合 ・女性の有業率が増えることで、就業を望む女性がその能力を発揮できていると考えられるため。	平成24年度調査から令和4年度調査の推移を踏まえて、目標値を設定。
10	女性の雇用者に占める正規職員の割合	女性：45.9% (R4) (男性：77.7% (R4))	49.5% (R9)	・総務省の「就業構造基本調査」における県内の役員を除く女性雇用者に占める正規の職員・従業員の割合 ・女性の正規職員が増えることで、男女間の賃金格差の解消や女性の能力発揮につながると思えるため。	平成24年度調査から令和4年度調査の推移を踏まえて、目標値を設定。

施策項目Ⅱ－②誰もが働きやすい職場環境づくり

No	指標	計画策定時	目標値	指標定義/設定理由(※)	目標値説明
11	県庁における男性職員の育児休業取得率	88.4% (R6)	100% (R11)	・県庁における男性職員の育児休業取得率。 ・県庁における男性職員の育児休業取得率が増えることで、子育てと仕事の両立につながると考えられるため。	「千葉県職員仕事と家庭の両立・女性活躍推進プラン」における数値目標（令和11年度までに100%）に合わせて、目標値を設定。
12	県庁における男性職員の育児休業取得日数	85.3% (R6)	85.0% (R11)	・育児休業を2週間以上取得した県庁の男性職員の割合。 ・県庁の男性職員が取得日数も考慮した育児休業を取得しているか把握する必要があるため。	「千葉県職員仕事と家庭の両立・女性活躍推進プラン」における数値目標（令和11年度までに85%）に合わせて設定。
13	学校職員及び教育庁等の男性職員の育児休業取得率	学校職員：28.2% 教育庁等職員：84.2% (R5)	学校職員：50.0% 教育庁等職員：100% (R11)	・公立学校職員及び教育庁等の男性職員の育児休業取得率。 ・学校職員及び教育庁等の男性職員の育児休業取得率が増えることで、子育てと仕事の両立につながると考えられるため。	・学校職員は、令和5年度実績を鑑み、総務省通知にある数値目標（50%）を踏まえ、設定。 ・教育庁等職員は、令和5年度実績でも84%であるため、100%を目標として設定。
14	警察における男性職員の育児休業取得率	80.9% (R6)	85.0%以上 (R12)	・県警察における男性職員の育児休業取得率。 ・県警察の男性職員の育児休業取得率が増えることで、子育てと仕事の両立につながると考えられるため。	「第2次千葉県警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」に基づき目標値を設定
15	働きやすいと感じる女性の割合	女性：53.5% (R6) (男性：53.9% (R6))	増加を目指します。 (R12)	・「県政に関する世論調査」における「職場での働きやすさ」について、「働きやすい（どちらかといえば働きやすい）」と回答した女性の割合。 ・働きやすいと感じる女性の割合が増えることで、誰もが安心して働ける職場環境が整備されていると考えられるため。	「県政に関する世論調査」の結果、男性：53.9%（R6）女性：53.5%（R6）を踏まえ、目標値を設定。
16	多様な就業形態を導入している事業所の割合	テレワークの導入・定着：11.7% (R5)	前年度以上 (毎年度)	・県の「働きやすい職場環境づくり取組状況調査」における「女性が活躍できる職場づくりに向けた取組」について、「テレワークの導入・定着」に取り組んでいる県内事業所の割合。 ・多様な就業形態を導入する県内事業所が増えることで、ワーク・ライフ・バランスの実現に寄与し、誰もが働きやすい職場環境づくりにつながると考えられるため。	国の「第6次男女共同参画基本計画」において、「テレワーク導入企業の割合」の成果目標を、「毎年度前年度以上」としていることを踏まえ、目標値を設定。
17	事業所における男性の育児休業取得率	44.5% (R5)	85.0% (R12)	・県の「働きやすい職場環境づくり取組状況調査」における県内事業所の男性の育児休業取得率。 ・県内事業所における男性の育児休業取得率が増えることで、子育てと仕事の両立につながると考えられるため。	国の「第6次男女共同参画基本計画」において、「民間企業における男性の育児休業取得率」の成果目標を「2030年に85%」としていることを踏まえ、目標値を設定。
18	事業所におけるハラスメント防止のための取組	94.1% (R5)	100% (R12)	・県の「働きやすい職場環境づくり取組状況調査」における「ハラスメント防止のための取組状況」について、取組を実施していると回答した事業所の割合。 ・ハラスメント対策に取り組む事業所が増えることで、誰もが働きやすい職場環境づくりにつながると考えられるため。	令和5年度の現状値（94.1%）からの増加を目指し、目標値を設定。

基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

施策項目Ⅲ－①あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

No	指標	計画策定時	目標値	指標定義/設定理由(※)	目標値説明
19	DVや困難な問題を抱える女性支援に関する相談窓口や居場所等の認知度	インターネットアンケート:23.0%(R2) 大学生意識等調査:53.0%(R2)	「知らない」の回答を10.0%以下(R12)	・県の「大学生意識等調査」及び「インターネットアンケート」における「DVや困難な問題を抱える女性支援に関する相談窓口や居場所等」について、「知らない」と回答した人の割合。 ・配偶者等からの暴力に関する相談窓口や困難な問題を抱える女性支援に関する相談窓口の認知度が増えることで、相談がしやすくなり、暴力の防止・被害者支援や困難な問題を抱える女性への支援につながりやすくなると考えられるため。	「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」における数値目標に合わせて、設定。 ※計画策定時数値は、DVに関する相談窓口に関する数値。令和7年度実施調査では、「困難な問題を抱える女性支援に関する相談窓口や居場所等」を追加実施。
20	DVを受けた人のうち相談した人の割合	19.8%(R6)	50.0%(R11)	・県の「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」における「DV被害の相談状況」について、「相談した」と回答した人の割合。 ・DV被害者からの相談割合が増えることで、DVの防止・被害者支援につながりやすくなっていると考えられるため。	「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」における数値目標に合わせて、設定。

施策項目Ⅲ－②誰もが安心して暮らせる環境の整備

No	指標	計画策定時	目標値	指標定義/設定理由(※)	目標値説明
21	困難な問題を抱える女性への支援のための相談窓口設置市町村数	38市町(R7)	増加を目指します。(R12)	・県の「市町村における女性支援・DV被害者支援に係る実態調査」における「困難な問題を抱える女性への相談窓口の設置」について、「設置している」と回答した市町村数。 ・相談窓口を設置する市町村が増えることで、困難な問題を抱える女性の支援に関する基盤整備が進むと考えられるため。	「千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」の目標設定と同様とする。
22	地域防災活動における男女共同参画の視点に立った取組の充足度	男性:11.8%(R6) 女性:11.0%	増加を目指します。(R11)	・県の「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」における「地域防災活動に関する男女共同参画の視点に立った取組の充足度」について、「十分にされていると思う」と回答した人の割合。 ・当該数値が増加することで、男女共同参画の視点を取り入れた災害対策の取組に関する県民の理解が進んだと考えられるため。	現状の数値を踏まえ、具体的な数値目標を設定するのではなく、まずは地域防災活動において男女共同参画の視点に立った取組を広く普及させることを方針とする。

施策項目Ⅲ－③生涯を通じた健康づくりの推進

No	指標	計画策定時	目標値	指標定義/設定理由(※)	目標値説明
23	健康寿命の延伸	男性:72.96年(R4) 女性:75.89年(R4) (参考)平均寿命 男性:81.45年(R2) 女性:87.50年(R2)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加(R10)	・「健康寿命の算定プログラム」を用いて算出した日常生活に制限のない期間の平均 ・健康寿命が延伸されることで、男女の特徴を踏まえた県民全体の健康づくりの取組が推進されたと考えられるため。	健康寿命は主観的要素や調査手法の影響を受けやすいため、精緻な数値目標の設定が難しく、また、固定的な数値目標を設けると、地域差や社会環境の変化に対応することが難しくなるため、相対目標を設定。
24	自殺死亡率	男性:21.9(R4~6) 女性:10.9	13.0(R6~8)	・厚生労働省の「人口動態統計」に基づく人口10万人当たりの自殺者数 ・自殺死亡率が減少することで、男女の性別を踏まえた総合的な自殺対策の取組が推進されたと考えられるため。	第2次千葉県自殺対策推進計画では、自殺死亡率を平成26~28年(3年間)の平均値18.6から30%減少させ、令和6~8年の平均値を13.0とすることを目標としており、こちらに合わせて設定。(計画期間:平成30~令和9年度)
25	がん検診の受診率	胃がん 女性48.2% 男性51.6% 肺がん 女性50.1% 男性54.6% 大腸がん 女性44.2% 男性48.5% 乳がん 女性55.0% 子宮頸がん 女性47.5%(R4)	胃がん 肺がん 大腸がん 男性60.0%(R10) 乳がん 子宮頸がん 女性60.0%(R10)	・「国民生活基礎調査」における国のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針で示されている科学的根拠に基づくがん検診(胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮頸がん)の男女の受診率 ・当該数値が増加することで、性差に応じてがん対策に関する理解が進んだと考えられるため。	第4期千葉県がん対策推進計画で数値目標としている受診率60%とすることを設定。(計画期間R6~R11年度)

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤整備

施策項目Ⅳ－①固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み・偏見を解消するための意識変革の推進

No	指標	計画策定時	目標値	指標定義/設定理由(※)	目標値説明
26	現在の家事等の役割分担	食事：22.1% 掃除・洗濯：24.0% 子どもの世話：19.4% (R6)	食事：50.0% 掃除・洗濯：50.0% 子どもの世話：42.0% (R11)	<ul style="list-style-type: none"> ・県の「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」における「現在の家事等の役割分担」について、「食事の支度・あとかたづけ」「掃除・洗濯」「子どもの世話」を夫婦とも同じくらい行うと回答した人の割合。 ・当該割合が増加することで、固定的な性別役割分担意識や無意識の偏見が解消され、日常生活における行動が変容していると考えられるため。 	同調査の「理想の家事等の役割分担」における、夫婦とも同じくらい行うと回答した人の割合（食事：75.7%、掃除・洗濯：76.9%、子どもの世話：63.6%）を、10年後に達成できるよう、5年後の目標値を設定。
27	男女の役割分担意識	男性：39.9% 女性：54.5% (R6)	男性：58.4% 女性：68.4% (R11)	<ul style="list-style-type: none"> ・県の「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」における「男女の役割分担意識」について、「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対と回答した人の割合。 ・当該割合が増加することで、固定的な性別役割分担意識が解消されていると考えられるため。 	男性の数値については、女性の数値との乖離幅が小さくなるように目標値を設定。女性の数値については、令和元年度調査から令和6年度調査への進捗率（25%増）を踏まえて、目標値を設定。

施策項目Ⅳ－②こども・若者に向けた意識啓発

No	指標	計画策定時	目標値	指標定義/設定理由(※)	目標値説明
28	学校教育の場における男女共同参画の推進（仮）	—	男性：60.0% 女性：50.0% (R11)	<ul style="list-style-type: none"> ・県の「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」において新設する「学校教育の場における男女共同参画の推進（仮）」の項目について、推進されたと回答した人の割合。（注：定義の詳細については、県民意識調査実施時に確定） ・当該数値が増加することで、学校教育の場における男女共同参画が推進されたと考えられるため。 	令和6年度調査における「学校教育の場における男女の地位の平等感」の数値（女性45.2%、男性：59.8%）を参考に、目標値を設定。

施策項目Ⅳ－③推進体制の整備・強化

No	指標	計画策定時	目標値	指標定義/設定理由(※)	目標値説明
29	男女共同参画センター設置市町村数	11市町村 (R7)	14市町村 (R12)	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府の「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」における「男女共同参画・女性のための総合的な施設」を設置している市町村数。 ・男女共同参画センターの設置市町村数が増えることで、男女共同参画の推進がより進むと考えられるため。 	男女共同参画センターの設置が努力義務化されたことや市町村の現状を踏まえ、目標値を設定。

(3) モニタリング項目一覧

基本目標Ⅰ あらゆる分野やステージにおける男女共同参画の推進		
施策項目Ⅰ-①政策・方針決定過程における男女共同参画の促進		
No	モニタリング項目	定義/モニタリング理由(※)
1	千葉県議会・市議会・町村議会における女性議員割合	・総務省の「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」における各女性議員割合。 ・政治分野における女性の政策決定過程への参画状況を把握する必要があるため。
2	国・千葉県・千葉県内市町村の審議会等における女性委員割合	・内閣府の「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」における各審議会等の女性委員の割合。 ・行政分野における女性の政策決定過程への参画状況について、国や県内の状況を把握する必要があるため。
3	市町村職員における女性職員の管理職への登用率	・内閣府の「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」における県内市町村における女性の課長相当職以上の職員の割合。 ・行政分野における女性の政策決定過程への参画状況について、県内市町村の状況を把握する必要があるため。
4	農業協同組合の役員に占める女性の割合	・県内総合農協の役員に占める女性の割合。 ・農林水産業の分野における女性の方針決定過程への参画状況について、把握する必要があるため。なお、令和12年度までの目標値を20%として設定する。
5	農業委員に占める女性の割合	・県内農業委員会における農業委員数に占める女性委員の割合。 ・農林水産業の分野における女性の方針決定過程への参画状況について、把握する必要があるため。なお、令和12年度までの目標値を30%として設定する。
6	土地改良区理事に占める女性の割合	・県内の土地改良区における女性理事の登用割合。 ・女性理事の登用により、多角的な視点が生まれ、土地改良区等の組織運営の体制強化、運営基盤の強化に資するものとなるため。なお、令和11年度までの目標値を10%として設定する。
施策項目Ⅰ-②あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映		
No	モニタリング項目	定義/モニタリング理由(※)
7	女性の災害対策コーディネーター登録者数	・県内市町村における千葉県災害対策コーディネーターの女性登録者数。 ・女性の視点を踏まえた防災対策を推進するため、女性の災害対策コーディネーター参画状況を把握する。
8	男女別医師数	・厚生労働省の「医師・歯科医師・薬剤師統計」における男女別の医師数(主たる従業地が千葉県)。 ・医師における女性の職域拡大状況について、把握する必要があるため。
9	男性の保育士就業者数	・総務省の「国勢調査」における県内の男性保育士就業者数。 ・保育分野における男性の職域拡大状況について、把握する必要があるため。
10	男性の保育士登録者数	・県に保育士登録をしている男性保育士数。 ・保育分野における男性の職域拡大状況について、把握する必要があるため。
11	男女別看護師数	・厚生労働省の「衛生行政報告例」における県内の男女別の看護師数。 ・看護分野における男性の職域拡大状況について、把握する必要があるため。
12	介護職員の男女比	・厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における県内の「介護職員(医療・福祉施設等)」と「訪問介護従事者」の男女割合(推計値)。 ・介護分野に携わる職員が女性に偏っていないか把握する必要があるため。
13	女性弁護士数	・日本弁護士連合会の「弁護士白書」における千葉県弁護士会の女性弁護士数。 ・司法分野における女性の職域拡大状況について、把握する必要があるため。
14	女性司法書士数	・日本司法書士会連合会の「司法書士白書」における千葉会の女性司法書士会員数。 ・司法分野における女性の職域拡大状況について、把握する必要があるため。
施策項目Ⅰ-③ライフステージに応じた男女共同参画の促進		
No	モニタリング項目	定義/モニタリング理由(※)
15	保育所等待機児童数	・各年4月1日現在の保育所等の利用待機児童数。 ・子育て支援の観点から、子どもを保育所等へ預けたい人が預けられる状況となっているか把握する必要があるため。
16	放課後児童クラブ待機児童数	・各年5月1日現在の放課後児童クラブ待機児童数。 ・仕事と子育ての両立支援の観点から、子どもを放課後児童クラブへ預けたい人が預けられる状況となっているか把握する必要があるため。
17	介護を理由とした離職者がいる事業所割合	・県の「働きやすい職場環境づくり取組状況調査」における介護を理由とした離職者がいる事業所の割合。 ・介護と仕事の両立ができる環境が実現しているか把握する必要があるため。
18	特別養護老人ホーム整備床数	・「千葉県高齢者保健福祉計画」に掲げる整備目標数を基本として整備した特別養護老人ホームの床数。 ・地域における介護支援体制の状況を把握するうえで、在宅での生活が困難な高齢者の受け皿として重要な施設である特別養護老人ホームの整備状況をモニタリングしていく必要があるため。
19	自治会長・PTA会長における女性割合	・内閣府の「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」における県内の自治会長に占める女性の割合、県内のPTA会長に占める女性の割合。 ・地域活動における男女共同参画の状況を把握する必要があるため。

基本目標Ⅱ 働く場における女性活躍の推進

施策項目Ⅱ－①働く場における女性への活躍支援

No	モニタリング項目	定義/モニタリング理由(※)
20	所定内給与額の男女格差	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における本県の所定内給与額について、男性を100とした場合の女性の賃金の割合。 男女間の賃金格差を解消するという観点から、所定内給与額の男女格差の現状を把握する必要があるため。

施策項目Ⅱ－②誰もが働きやすい職場環境づくり

No	モニタリング項目	定義/モニタリング理由(※)
21	育児休業・介護休業の取得しやすさ	<ul style="list-style-type: none"> 県の「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」における「育児・介護休業のとりやすさ」について、「育児休業・介護休業を取りやすい(どちらかといえば取りやすい)」と回答した人の割合。 誰もが働きやすい職場環境の実現のため、育児休業や介護休業が取りやすいと感じる方を把握する必要があるため。
22	週間就業時間60時間以上の雇用の割合	<ul style="list-style-type: none"> 総務省の「労働力調査(基本集計)」における南関東地域の週間就業時間60時間以上の雇用の割合 誰もが働きやすい職場環境の実現のため、長時間労働の状況を把握する必要があるため。
23	ハラスメントの相談件数	<ul style="list-style-type: none"> 千葉労働局管内のハラスメント(パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等ハラスメント、育児休業等ハラスメント、介護休業等ハラスメント)に係る相談の件数。 誰もが働きやすい職場環境の実現のため、ハラスメントに関する相談状況を把握する必要があるため。

基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

施策項目Ⅲ－①あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

No	モニタリング項目	定義/モニタリング理由(※)
24	配偶者暴力相談支援センターへの相談件数	・内閣府の「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」における相談件数。 ・DVの防止・被害者支援の観点から、DVに関する相談状況を把握する必要があるため。
25	千葉県警察におけるDV相談等の状況	・千葉県警察に相談があったDV相談等の件数。 ・DVの防止・被害者支援の観点から、DVに関する相談状況を把握する必要があるため。
26	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談件数	・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターへの相談件数。 ・性犯罪・性暴力被害者への支援の観点から、性犯罪や性暴力被害の状況を把握する必要があるため。
27	性犯罪110番(#8103)で受理した件数	・性犯罪110番(#8103)で受理した件数 ・性犯罪・性暴力被害者への支援の観点から、性犯罪や性暴力被害の状況を把握する必要があるため。

施策項目Ⅲ－②誰もが安心して暮らせる環境の整備

No	モニタリング項目	定義/モニタリング理由(※)
28	母子世帯の母・父子世帯の父の年間就労収入の構成割合	・子ども家庭庁の「全国ひとり親世帯等調査」における全国の母子世帯の母の年間就労収入及び父子世帯の父の年間就労収入の構成割合。 ・ひとり親家庭の貧困状況を把握する必要があるため。
29	防災危機管理部における女性職員の割合	・県防災危機管理部における女性職員の割合。 ・県庁における防災分野の女性の参画状況をモニタリングする必要があるため。
30	ダイバーシティという考え方の認知度	・「県政に関する世論調査」における「ダイバーシティという概念を知っている」と回答した人の割合。 ・社会に存在する多様な立場の人を尊重することの重要性を理解しているか把握する必要があるため。

施策項目Ⅲ－③生涯を通じた健康づくりの推進

No	モニタリング項目	定義/モニタリング理由(※)
31	年齢階級別人工妊娠中絶の状況	・厚生労働省の「衛生行政報告例」における年齢階級別人工妊娠中絶の状況。 ・性教育の充実度等を測る観点から、望まない妊娠の状況を把握する必要があるため。
32	男女別のAED使用率	・心肺停止状態で見つかった者(心原性、一般市民の目撃有り)のAED使用率。 ・男性と女性それぞれに対するAEDの使用率を高めるという観点から、男女別のAED使用率を把握する必要があるため。
33	産婦人科医数	・「厚生労働省の「医師・歯科医師・薬剤師統計」における、主たる従事地が千葉県である医療施設従事医師数のうち、主たる診療科が「産婦人科」「産科」「婦人科」の合計人数。 ・産婦人科医の充足は出産の安心・安全に必要なため。

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤整備

施策項目Ⅳ－①固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み・偏見を解消するための意識変革の推進

No	モニタリング項目	定義/モニタリング理由（※）
34	社会全体における男女平等意識（内閣府調査）	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」における「男女の地位の平等感」について、「社会全体における男女の地位が平等」と回答した人の割合。 ・社会全体における男女の平等意識について、国と県で数値に乖離があるか比較する必要があるため。
35	6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省の「社会生活基本調査」における県内の6歳未満の子供を持つ夫婦と子どもの世帯の夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間（週全体平均）。 ・女性への家事の負担の偏り状況を把握する必要があるため。

施策項目Ⅳ－②子ども・若者に向けた意識啓発

No	モニタリング項目	定義/モニタリング理由（※）
36	理学・工学分野を専攻する女子生徒数	<ul style="list-style-type: none"> ・県の「進路状況調査」における「高等学校の専攻分野別大学等進学者数（公立）」について、理学・工学分野を専攻する女子生徒数。 ・若者の意識変革により、理学・工学分野を専攻する女子生徒数にどのくらいの影響があったかモニタリングする必要があるため。
37	子どもの教育における男女平等意識	<ul style="list-style-type: none"> ・県の「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」における子どもの教育における男女平等意識について、「理系は、男性の方が向いている」と回答した人の割合。 ・子どもの教育や進路選択において、固定的な性別役割分担意識が植え付けられていないかモニタリングする必要があるため。
38	高等学校卒業者の大学・短大等への進学者数	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省の「学校基本調査」における県内の高等学校卒業者の大学・短大等への男女別進学者数。 ・大学や短大への進学者数に男女差がないかモニタリングする必要があるため。

施策項目Ⅳ－③推進体制の整備・強化

No	モニタリング項目	定義/モニタリング理由（※）
39	女性・男性のための総合相談件数	<ul style="list-style-type: none"> ・県の「女性のための総合相談窓口」や「男性のための総合相談窓口」で対応した相談件数。 ・悩みを抱えている女性や男性の状況をモニタリングする必要があるため。
40	地域推進員設置市町村数	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県男女共同参画地域推進員が設置されている市町村数。 ・地域における男女共同参画推進の担い手である地域推進員が活動する範囲を広げていく必要があるため。